産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和７年４月 28 日（月）から令和７年５月 28 日（水）までの間、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件（案）に関して御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

１．実施期間

令和７年４月 28 日（月）～令和７年５月 28 日（水）

２．意見提出者数

e-Gov（電子）	郵送	合計	（参考）意見総数
３	０	３	６

３．提出された意見の概要及び回答

別紙参照

別紙

No.	意見の概要	回答
1	水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号。以下「水質環境基準告示」という。）が先だって改正され、1,4-ジオキサンの測定方法が付表 8 から付表 7 に変更されていますが、JIS 規格群ではないためか今回の改正案に含まれていません。この部分に関する改正も 10 月からということになりますでしょうか。	御意見のとおりです。
2	環告 13 号自体の新旧対照表があれば拝見したいです。	改正告示を御確認ください。
3	『第三　濃度の算出 一　埋立処分(水面埋立処分を除く。)を行おうとする汚泥(含水率八十五パーセント以上のものに限る。)』 上記に従い結果を換算すると、試料の水分量によっては、定量下限値が基準値よりも高くなる場合が存在します。 「第二　検定の方法」の試験方法には試料量とともに定量下限値や検出されるとする濃度が規定されている項目もあるため、定量下限値が基準値の 1/10 となるように試料量や定量範囲等を変更することが明確に認められていません。 試料の水分が 85%を超える場合の検液の作成及び分析方法の定量下限値の関係はどのように解釈する必要があるのですか。 試料の水分 85%時に重量体積比 10%となる固液比になるように水分換算して溶出液作成時の溶媒量を変更する、または、試験方法で規定されている各分析項目の試料量を変更して、あるいは検量線の濃度範囲を試験方法で定めているよりも低濃度に設定して、定量下限値を基準値の 1/10 程度となるようにする等のいずれかが認められているか、規定されているのでしょう	今回の改正内容に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。

	か。	
4	海洋投入処分を行おうとする廃酸若しくは廃アルカリ又は浮遊性のきょう雑物を除去した家畜ふん尿に係る検液では、「必要な量(二百ミリリットル以上とする。)に水を加えて全量を一リットルとし、」とされていますが、試料量は厳密に規定されていないのでしょうか。 試料量が規定されていないと、検出されるとする濃度も定義されていないことになります。	今回の改正内容に対する意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
5	吸水性の高い試料の場合、重量体積比 10%となる溶媒を加えても、すべて吸水してしまい、検液の作成が不可能な試料も存在します。この対応はどのように解釈する必要があるのですか。	今回の改正内容に対する意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
6	シアン化合物の検定方法について確認です。 JIS K 0102-2 9.6 で規定された流れ分析法には、JIS K 0102(2016・2019)で規定されていなかった JIS K 0170-9 6.3.7(蒸留-4-ピリジンカルボン酸・ピラゾロン発色 CFA 法)が含まれています。この方法は、2025 年 4 月 1 日に改正された水質の環境基準、排水の検定方法等には含まれていません。 今回の告示改正案だと、廃棄物の検定方法のみに JIS K 0170-9 6.3.7 が採用されることになりますが、廃棄物に対する検定方法としての妥当性の確認は取れているのでしょうか。 現在改正作業が進められている、JIS K 0170 シリーズとの整合性も含めてご確認いただければと思います。	蒸留操作も含めた連続流れ分析法については、新たに水質環境基準告示付表 1 も可能としております。